

## 奨学寄附金の執行等に関する調査及び対応について

### 1 奨学寄附金の概要

#### (1) 制度概要

- ・奨学寄附金は、市立大学の研究者の学術研究や教育の充実や発展を奨励する目的で民間機関や個人から受け入れる寄付金です。
- ・市立大学では、この寄付金のうち、教員が研究活動に使用する物品等の購入に充てる直接経費は90%で、残る10%については、研究支援に係る事務部門の人件費や光熱水費等の間接経費として大学が使用しています。

#### (2) 事務フロー図

別紙1のとおり

#### (3) 過年度受入実績

	17年度	18年度	19年度
(件数)	(556件)	(618件)	(551件)
金額	406,104千円	552,065千円	535,917千円

### 2 奨学寄附金の取扱

市立大学では、他の研究費と同様に管理しており、「公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程」に基づき、受け入れから執行に至るまで大学が機関管理しています。また、受け入れた寄付金については、奨学寄附金申込書に基づき担当教員を決め、当該教員の研究活動等に使用しています。

こうした奨学寄附金の取扱については、名古屋市立大学や大阪府立大学など他の大学でも、市立大学と同様の取扱規程等が定められており、取扱に大きな差異はありません。

### 3 これまでの研究費の不正使用防止への取組

平成19年2月に文部科学省から『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』が示されました。これを受け、市立大学においては、平成19年4月に物品等の納品確認を専門に行う「検収センター」を設置し、さらに平成19年11月には、「公立大学法人横浜市立大学における研究費の不正使用防止の実行方針」を定め、研究費の執行ルール of 学内への周知徹底を行ないました。

【裏面あり】

## 4 奨学寄附金の執行等に関する調査及び対応について

市立大学では、学外からの指摘を受け、平成21年2月当初から、奨学寄附金の取扱が適正に行われているかについて、調査チームを編成し、調査を実施しました。

### 1. 調査結果について

#### (1) 杉山貢前附属市民総合医療センター病院長の奨学寄附金執行状況について

- ・前病院長の奨学寄附金について、執行等に疑義があるとの学外からの指摘を踏まえ、発注業者に説明を求めたところ、前病院長からの指示により、業者が見積書、納品書及び請求書を作成し、納品の実態がないにもかかわらず、前病院長が発議を行い、業者への支払を行うことにより、業者に資金をプールしていたことが判明しました。
- ・平成16年度末に架空請求を繰り返しており、業者へプールした金額は総額で3,948万円余でした。
- ・これらの資金は、奨学寄附金と学内研究費から支出されていました。
- ・架空請求によって業者へプールされた資金については、平成17年以降、物品購入等で総額2,054万円余が費消され、平成21年2月現在の残高は1,893万円余となっていました。

#### (2) 前病院長以外の者の調査について

- ・前病院長の架空請求に関わった業者に確認した結果、業者へのプール金がほかに20件あり、いずれも奨学寄附金及び大学の事務費から支出されていました。
- ・これら20件によるプール金の総額は1,272万円余で、ここから物品購入等により975万円余が費消されており、平成21年2月現在の残高は296万円余となっていました。
- ・平成16年度末及び平成17年度以降の支払いにおいて、本学が機関管理する資金を架空請求により業者へプールしていたものが9件ありました。
- ・また、平成17年2月以前にプール金を発生させていましたが、その後、架空請求は行っていないものの、当該プール金から物品等を購入していたものが8件、二重払い等の事務処理上のミスにより業者へのプール金を発生させていたものが3件ありました。
- ・いずれの事例においても、プール金から購入した物品等についてはその所在を確認しており、また、消耗品類についても通常の発注金額であり、当該部署において使用されたと判断しました。

#### (3) 前病院長にかかる他の事項について

##### ① 学校法人湘中央学園との関係

- ・学校法人湘中央学園が救急救命士の養成のために附属市民総合医療センターで行う学生実習において、本来、大学に一括納入されるべき学生実習費のうち80%相当額が、前病院長を担当教員とした奨学寄附金として納入されており、不適切な行為が行われていました。

##### ② 退職後の附属市民総合医療センターの救命救急センター部長室の不適切な使用

- ・前病院長が退職後も、平成20年12月16日まで部長室を使用していたことが判明しました。

【次頁あり】

- ・前病院長は、退職後も後進の相談にのるためと説明していますが、退職した職員に病院内の施設を1年9ヶ月にもわたる長期間、管理責任者が十分に把握せずに使用させていたことは、施設管理上不適切な対応でした。

## 2. 大学としての対応について

### (1) 関係者への対応について

#### ① 前病院長について

- ・前病院長に対して、架空請求により業者へプールした資金により費消した物品等について、現存場所等の説明を求めてきたところ、前病院長から4月上旬に、代理人を通じて、記憶にある範囲の物品等について、現存場所等の説明がありました。
- ・その説明では、概ね病院内にある旨の内容であり、弁護士によれば、プール金により費消された物品等であっても、職場で使用されていた場合には、当該金員については返還請求できないのが通例であるとのことでした。
- ・しかしながら、大学の信用を失墜させ多大な損害を被ったことを踏まえ、前病院長の謝罪と、病院内にあると説明している物品等の分も含め、費消された全額について返還請求することが必要であると考えています。
- ・また、刑事問題については、4月上旬に、上記現存場所等の説明をもとに、関係機関に相談していますが、引き続き、弁護士とも相談しながら対応を検討しています。
- ・前病院長の名誉教授の称号については、取り消すこととしました。
- ・平成20年度に受け入れた学校法人湘中央学園からの奨学寄附金については一度返納し、救急救命士の養成の学生実習費として改めて納入するよう、依頼しています。
- ・退職後も前病院長が、救命救急センター部長室を使用していたことにかかる附属市民総合医療センターの管理責任者の処分については、検討を進めています。

#### ② 前病院長の架空請求に関与した業者について

- ・前病院長及びそれ以外の大学関係者から架空請求等により業者が前受金として受領した金額のうち、調査時点（平成21年2月）での残金2,190万円余について、大学に返還させました。また、当該業者とは現在、取引を停止しています。停止期間等については検討しているところです。

#### ③ 前病院長以外の教職員について

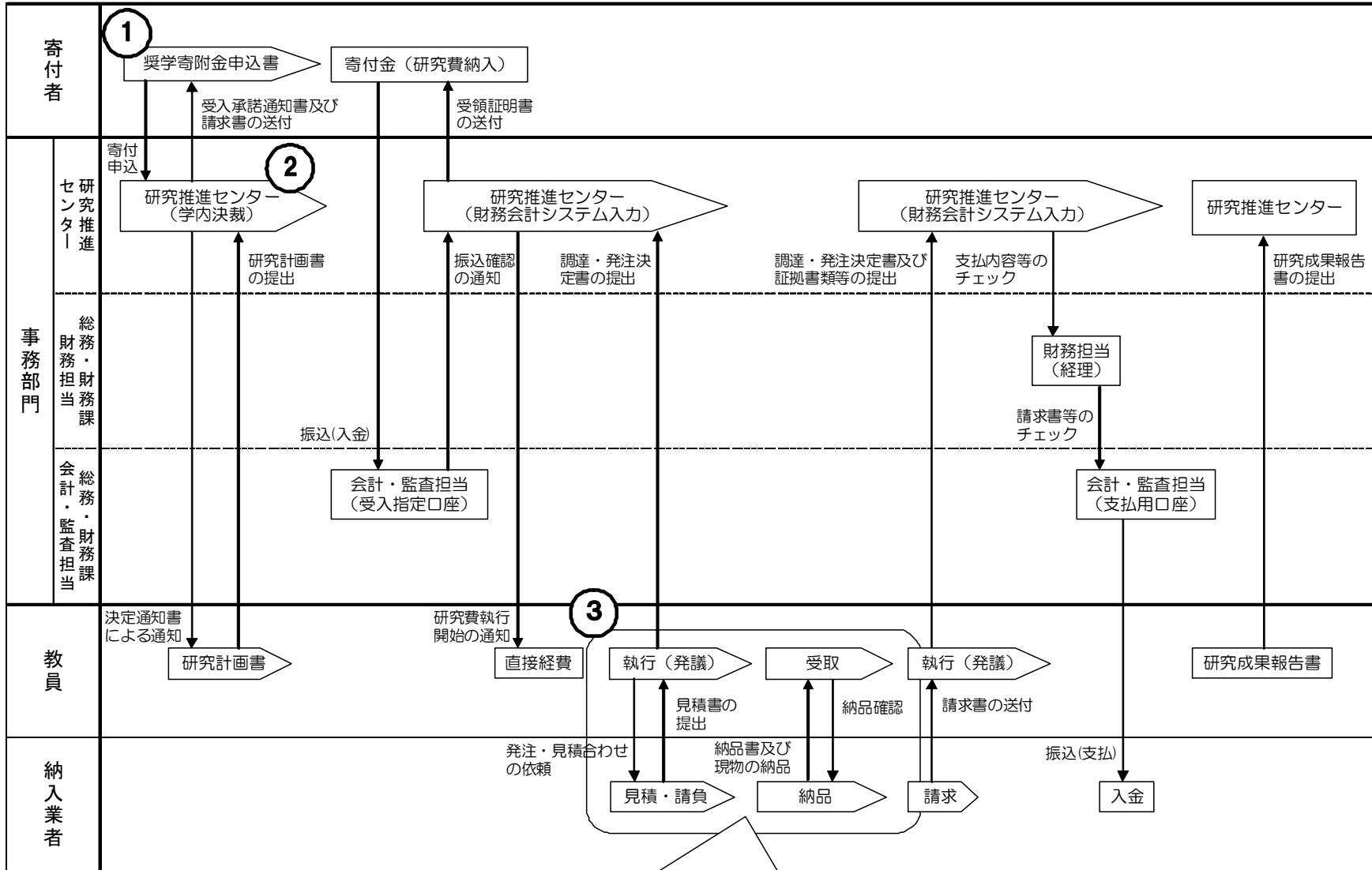
- ・大学が管理すべき資金をプール金として業者が管理し、不適切な事務執行が確認された20件すべてを対象に、学内処分手続きに基づき、事実関係の審査を進めています。

### (2) 再発防止に向けて

- ① 「研究費不正防止計画推進委員会」の設置
- ② 研究費の使用に係る確認書の提出
- ③ 研究費の使用に係るルールや不正防止に関する意識啓発の取組
- ④ 研究費の執行状況を適正にチェックできるシステムの構築

奨学寄附金の事務フロー（平成18年度まで）

別紙1-1



見積・発注・納品の一連の手続きが教員と業者の間で完結する制度としていたため、業者と教員が相談のうえ、納品書の内容と異なる物品を納品してもらい、受領確認することも可能な仕組みとなっていました。そのため、平成19年度から制度を改正しました。

# 奨学寄附金の事務フロー（平成19年度以降）

別紙1-2

